

平成30年11月1日

まちづくり委員会資料

川崎市屋外広告物条例の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

川崎市屋外広告物条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市の公共空間を活用した広告掲出事業の展開に向けて、屋外広告物の規制を緩和するための改正を行う必要があり、川崎市屋外広告物条例の一部改正をすることについて、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

市民の皆様から次のとおり御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市屋外広告物条例の一部改正について
意見の募集期間	平成30年8月6日（月）～平成30年9月5日（水）
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、建設緑政局道路管理部路政課他）
結果の公表方法	ホームページへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、建設緑政局道路管理部路政課他）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		3通（8件）
内 訳	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）
	ファックス	0通（0件）
	電子メール	3通（8件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、おおむね川崎市屋外広告物条例の一部改正の趣旨に沿ったもののほか、今後の広告掲出事業の参考とする御意見が寄せられました。御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とし、当初の考え方のおおむね、条例の一部改正の手続きを進めます。

●御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	合計
(1) 屋外広告物条例の改正に関すること		1				1
(2) 公共空間を活用した広告掲出事業に関すること		4	2			6
(3) その他					1	1
合 計		5	2		1	8

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 屋外広告物条例の改正に関すること（1件）

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	禁止地域、禁止物件への広告表示が可能となることについては、公益上の理由がある場合には良いと思います。	公共空間を活用した広告掲出事業を実施していくための環境整備として、屋外広告物条例の改正手続きを引き続き進めてまいります。	B

(2) 公共空間を活用した広告掲出事業に関すること（6件）

2	公有財産の有効活用は良いと思います。 (同趣旨の意見 1件)	公共空間を活用した広告掲出事業を実施していくための環境整備として、屋外広告物条例の改正手続きを引き続き進めてまいります。 また、広告掲出事業の実施については、社会実験を行い、景観形成に配慮した仕組みづくりを進めてまいります。	B
3	広告事業について、景観形成に良い影響がでるような広告掲出となるよう、しっかりとした仕組みづくりが必要だと思います。 (同趣旨の意見 1件)		
4	公園や緑地などの空間に商業広告が掲出されることには反対です。自然豊かな空間や緑多い空間への商業広告の掲出は自然破壊とも言えるので、景観に悪い影響が出ない取組となるようお願いします。	屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致の維持を目的として禁止地域・物件等を指定し、規制を行っております。 今回の条例改正では、公益性がある広告物に限り、禁止地域・禁止物件の規定を適用除外とするものになります。 本条例改正による公共施設への広告物の掲出については、その公共施設の管理者との協議や、学識経験者を交えた会議等必要な手続きを経て、景観に悪い影響とならないよう適切な運用を行ってまいります。	C

5	<p>公共施設に掲出される広告物に、気象状況や地域のイベント情報などの情報発信機能を持たせ、市民や来訪者の利便性にも資するような広告物が望ましいと思います。</p>	<p>広告物による情報発信につきましては、今後、市民や来訪者のニーズ等を踏まえながら、その必要性について検討してまいります。</p>	C
---	--	--	---

(3) その他 (1件)

6	<p>川崎駅周辺の現状と課題として記載されている、東口駅前広場のゴミの散乱や落書き、路上生活者の再定着、放置自転車の問題は、今回の条例改正や公共空間での広告事業の実施にかかわらず、発生している事象を解消するように早急な対応をお願いします。</p>	<p>御指摘の点につきましては、広告掲出事業の実施に関わらず、各種課題を所管する部署で連携し、解決に向けた取組を進めてまいります。</p>	E
---	---	---	---

1 改正の目的

近年、国や他都市において、公共空間を活用した取組が広がっており、本市においても、公共空間を活用した広告事業の展開に向けて、屋外広告物の規制を緩和するための改正を行う。

2 改正の背景

(1) 国の取組

①屋外広告物条例ガイドラインの改正

→広告料収入を道路、公園等の整備及び維持管理、地域の活性化に資するイベント等の実施等公共的取組に充当する場合には、禁止地域や禁止物件への広告物の掲出が可能となる規制緩和が盛り込まれた。

②都市再生特別措置法の改正に伴う特例道路占用制度の創設

→まちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設（広告塔又は看板など）について、都市再生整備計画（都市再生特別措置法）に位置付ける等の一定の条件の下で、許可基準を緩和できることとした制度
→この制度の活用により、道路空間における広告事業の展開を支援

(2) 他都市における広告事業の取組

①北海道札幌市（札幌市中央区大通駅周辺（国道36号））

事業概要：広告塔を3基設置し、オープンカフェと一体となった広告を展開

②東京都新宿区（新宿三丁目モア4番街（区道））

事業概要：デジタルサイネージ等を設置し、モア4番街の情報を始めとする広告を掲載

(3) 川崎市における取組

市総合計画（第2期実施計画）における『川崎駅周辺における公共空間の有効活用による賑わい創出等に向けた取組の推進』として、広告事業の展開に向けた社会実験の実施を検討している。

3 屋外広告物条例の概要と社会実験の実施に向けた課題

(1) 概要

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物に対して必要な規制を行っており、広告物の掲出を許可制とするとともに、禁止地域や禁止物件での広告物の掲出を制限している。

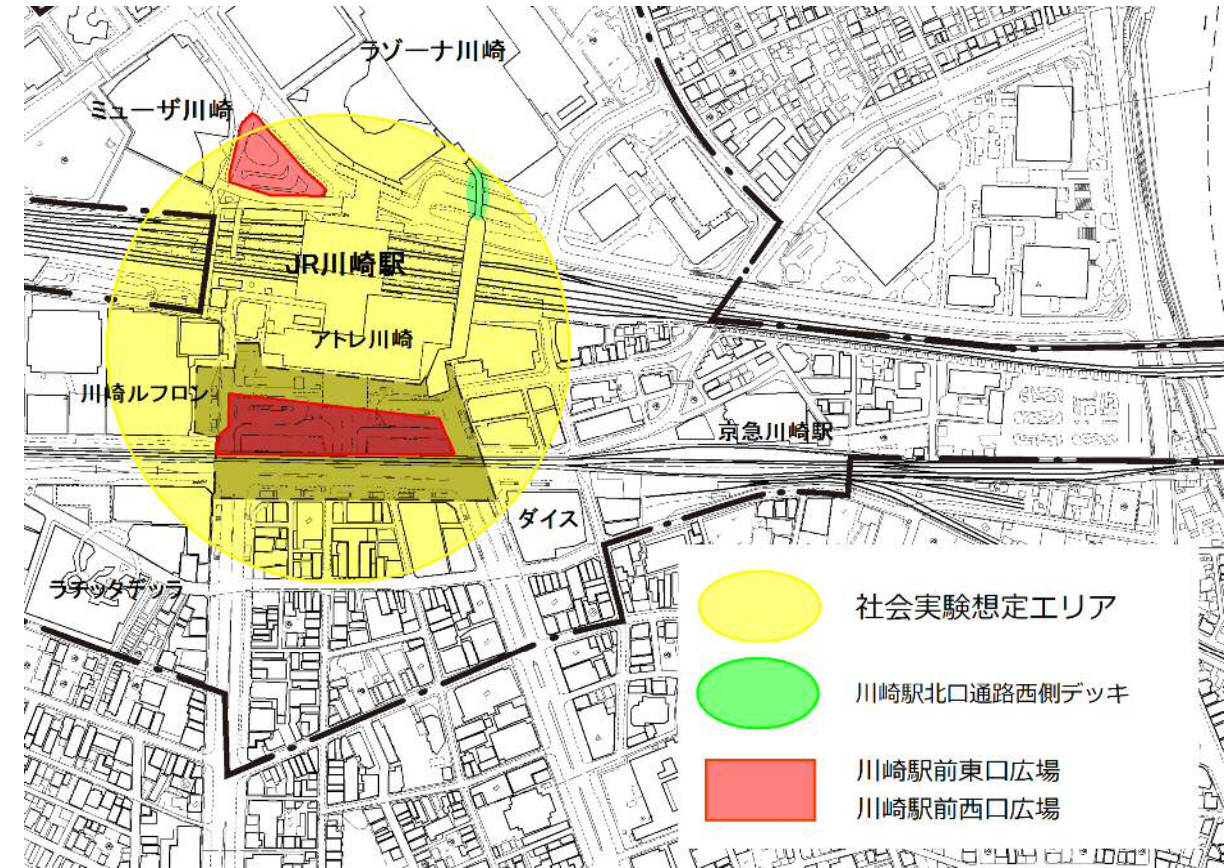
屋外広告物条例から抜粋

主な禁止地域（第4条）	主な禁止物件（第5条）
<ul style="list-style-type: none"> 道路、鉄道及びこれらから展望できる範囲で市長が指定する区域 都市公園法に規定する都市公園の区域 河川、港湾、広場及びこれらの地域で市長が指定する区域 川崎市駅前広場占用条例第3条に規定する駅前広場 	<ul style="list-style-type: none"> トンネル、橋、道路用エレベーター、横断歩道橋、高架道路構造物及び分離帯 道路上のさく、駒止、並木、街灯、道路標識、道路反射鏡その他の道路付属物 道路上に設置する変圧器及び配電器 防犯灯

(2) 社会実験の実施に向けた課題

川崎駅周辺における社会実験の想定エリアに含まれる、川崎駅前東口広場及び西口広場が禁止地域に、また、川崎駅北口通路西側デッキは禁止物件に該当している。これらの場所で広告事業を展開するためには、屋外広告物条例の一部を改正することが必要となる。

【社会実験（広告事業）の実施想定エリア】

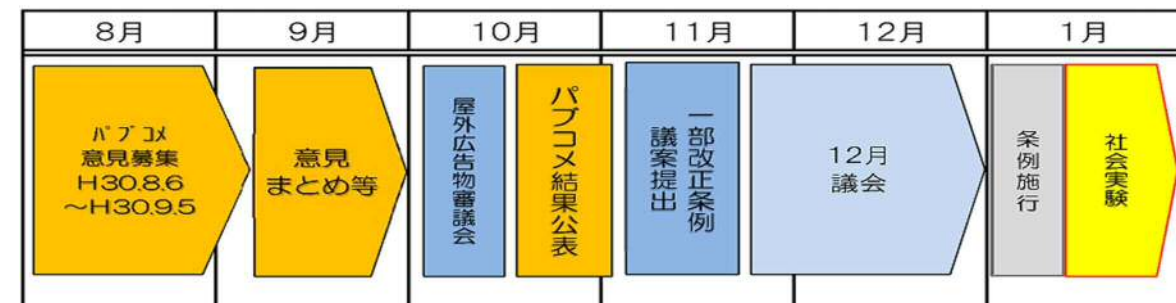


4 改正の内容

川崎駅周辺地区における社会実験の実施など、公共空間での広告事業の取組を推進するため、条例第7条（適用除外）の中に新たに規定を追加し、地域の賑わい創出や公共施設の適切な維持管理に資する取組の推進等、公益上の理由がある場合などには、禁止地域、禁止物件の規定を適用しない旨の改正を行う。

適用除外（現行）	適用除外（改正イメージ）
第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条までの規定は適用しない。 （略） 4 第5条第1項第8号及び第11号から第13号までに掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件については、規則で定める基準に適合する場合に限り、同項の規定は、適用しない。	第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条までの規定は適用しない。 （略） 4 第5条第1項第8号及び第11号から第13号までに掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件については、規則で定める基準に適合する場合に限り、同項の規定は、適用しない。 5 地域の賑わい創出や公共施設の適切な維持管理に資する取組の推進等、公益上の理由がある場合などには、禁止地域、禁止物件の規定を適用しない旨の1項を追加 ※具体的な改正条文案については、現在調整中

5 今後のスケジュール



川崎駅周辺地区における社会実験の実施に向けた基本的な考え方

1 背景・課題

(1) 川崎駅周辺の現状と課題

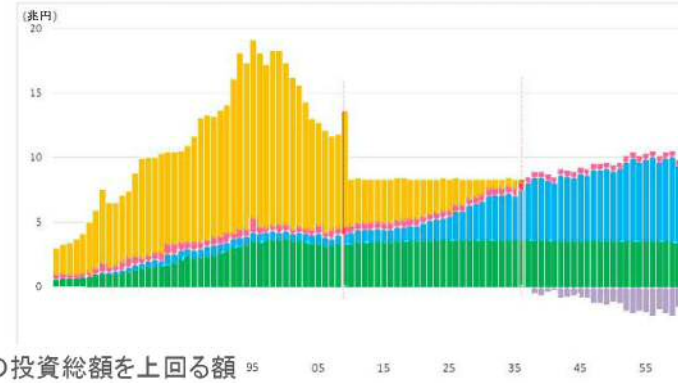
- 川崎駅周辺地区では、平成18年4月に「川崎駅周辺総合整備計画」を策定し、東口駅前広場の再編整備をはじめ、駅周辺における民間活力を活かした土地利用の誘導等により、計画的かつ段階的なまちづくりを進めてきた。
- 一方で東口駅前広場については整備から6年が経過し、ゴミの散乱や落書き、路上生活者の再定着、放置自転車などの不適切な使用状況が見受けられる。
- また近年では都市再生特別措置法の改正（H23.10）により、道路空間を活用して賑わい創出を図る制度が創設されており、本市の玄関口として、駅周辺の公共空間を活用した、賑わい創出や商業活性化などの取組が求められている。



(2) 社会資本の老朽化の進行に伴う維持管理・更新費の増加

全国的な傾向として高度成長期に整備された社会資本が今後急速に老朽化し、維持管理・更新費の増大が見込まれている（グラフ参照）。
逼迫する財政状況のなか、適切なインフラ維持管理・更新を行っていくためには、総合的かつ戦略的なマネジメントにより効果的・効率的な施設の運営管理が必要である。

国交省所管の社会資本について従来どおりの維持管理・更新をした場合の推計^{※1}（出典：国土交通省 HP）



(3) 川崎市における計画上の位置づけ

① 川崎市総合計画（第2期実施計画）

「政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する」において、計画期間の主な取組として、「川崎駅周辺における公共空間の有効活用による賑わいの創出等に向けた取組の推進」を行うこととしている。

② かわさき資産マネジメントカルテ

「戦略3 財産の有効活用」において、「多様な効果創出に向けた財産有効活用の取組拡大」を目標に、今後、更なる広告事業の推進に取り組むこととしており、庁舎等案内板への広告面の導入など多くの事例が紹介されている



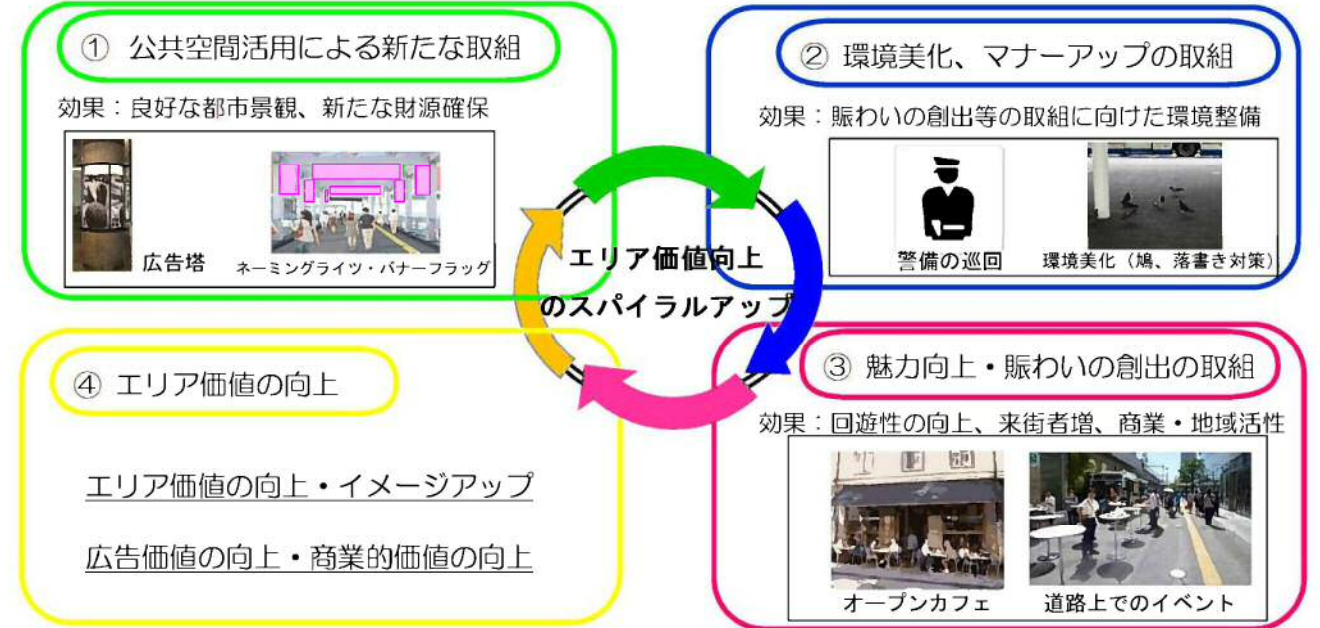
公園内にカフェを設置した事例



道路内にカフェを設置した事例

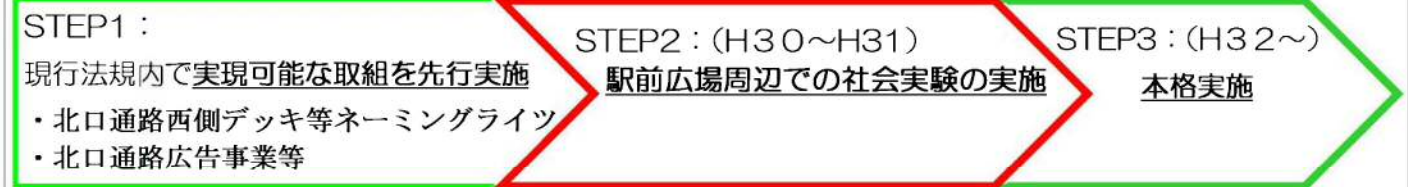
2 取組の方向性

川崎駅周辺の公共空間を有効活用し、駅周辺の更なる商業活性化やまちの賑わいの創出を図るとともに、規制緩和等により生まれた新たな財源を施設の維持管理や周辺のまちづくりに還元・再投資することでスパイラルアップによる川崎駅周辺地区の価値の向上を図る。



3 広告事業の実施

新たな取組の実施にあたっては、STEP1として、現在、現行法規内で実施可能な取組を先行的に進めており、景観へ与える影響や広告価値などの検証を行いながら、STEP2として、平成30年度から平成31年度に、川崎市広告掲載要綱、広告掲載基準等を踏まえ、駅前広場周辺において広告塔の設置などの社会実験を実施し、歩行者の通行環境や自動車運転手へ与える影響などを検証した上で、STEP3として、平成32年度以降に本格実施に移行することを想定している。



● 広告塔イメージ図

